

令和5年由仁町議会第3回臨時会 第1号

令和5年5月2日（火）

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1号 議長選挙について

○追加日程

- 1 会期の決定
- 2 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 3 選挙第 2号 副議長選挙について
- 4 議席の指定について
- 5 常任委員会委員の選任について
- 6 議会運営委員会委員の選任について
- 7 選挙第 3号 南空知消防組合議会議員の選挙について
- 8 選挙第 4号 南空知公衆衛生組合議会議員の互選について
- 9 選挙第 5号 南空知葬斎組合議会議員の選挙について
- 10 選挙第 6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙について
- 11 選挙第 7号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第 8号 石狩東部広域水道企業団議会議員の選挙について
- 13 選挙第 9号 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙について
- 14 議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 15 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 16 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度由仁町一般会計補正予算について）
- 17 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度由仁町一般会計補正予算について）
- 18 議案第 1号 監査委員の選任について
- 19 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大畠敏弘君

5番 野市裕司君
7番 中村隆浩君

6番 佐藤英司君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井	洋	君
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	河	合	高	弘
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	中	道	康	彦
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	野	島		健
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	青	木	祐	次
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	泉	陵	平	君
主		査	濱	道	義	繼
主		事	清	水	香	葉
					子	君

◎開会 午前 9時30分

○事務局長（泉 陵平君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で佐藤議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

佐藤議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（佐藤英司君） ただいま紹介されました佐藤でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時の議長を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎自己紹介

○臨時議長（佐藤英司君） お諮りします。

初議会ですので、慣例による住所、職業、氏名程度の簡単な自己紹介をすることにしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（佐藤英司君） 異議なしの声あり。

異議なしと認めます。

それでは、年長議員の順に自己紹介をお願いします。

2番、浮田議員からお願いします。

○2番（浮田孝雄君） 私は、浮田孝雄、75歳です。由仁本町駅前てたばこ店を営んでおります。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐藤英司君） 3番、後藤君、よろしくお願い致します。

○3番（後藤篤人君） 後藤篤人です。由仁町東栄で建設業の取締役をやっております。よろしくお願い致します。

○臨時議長（佐藤英司君） 4番、大島君、よろしくお願い致します。

○4番（大島敏弘君） 4番、大島です。西三川で農業をやっております。何とかまたこの4年間もよろしくお願いをしたいと思います。

○臨時議長（佐藤英司君） 5番、早坂君、よろしくお願い致します。

○5番（早坂寿博君） 早坂寿博です。岩内で農業を営んでおります。よろしくお願い致します。

○臨時議長（佐藤英司君） 6番、加藤君、よろしくお願い致します。

○6番（加藤重夫君） 三川錦町地区、加藤重夫です。家電の販売店を営んでおります。

よろしくお願いします。

○臨時議長（佐藤英司君） 7番、野市さん、よろしくお願いします。

○7番（野市裕司君） 野市裕司と申します。昨年7月に由仁町に引っ越してきました。由仁町が大好きになったので、何とか由仁町の発展のために一生懸命仕事をしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐藤英司君） 8番、東さん、よろしくお願いします。

○8番（東 貴之君） 東貴之です。由仁町古山で生まれて、光栄で鉄工所を経営しています。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐藤英司君） ラスト、9番、中村さん、よろしくお願いします。

○9番（中村隆浩君） 中村隆浩、44歳、川端地区で農業生産法人の代表を務めております。よろしくお願いします。

○臨時議長（佐藤英司君） 最後に、私臨時議長でございます佐藤英司です。由仁町5区で無職で頑張っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で議員の自己紹介が終わりました。

次に、理事者及び管理職員の自己紹介をお願いいたします。

○町長（松村 諭君） 町長の松村諭でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副町長（田中利行君） 副町長の田中利行でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（石井 洋君） 教育長の石井洋でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（河合高弘君） 総務課長の河合高弘です。よろしくお願いします。

○地域活性課長（青山裕志君） 地域活性課長の青山裕志です。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（関澤和之君） 産業振興課長の関澤和之と申します。よろしくお願いいたします。

○建設水道課長（岩花 司君） 建設水道課長の岩花司です。よろしくお願いします。

○保健福祉課長（野島 健君） 保健福祉課長の野島健です。よろしくお願いします。

○住民課長（中道康彦君） 住民課長の中道康彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町立診療所事務長（桐越佳世君） 診療所事務長の桐越佳世です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（山影寿幸君） 会計管理者の山影寿幸です。よろしくお願いいたします。

○教育課長（大塚郁代君） 教育課長の大塚郁代です。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（青木祐次君） 農業委員会事務局長の青木祐次です。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○代表監査委員（吉田弘幸君） 代表監査委員の吉田弘幸です。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（佐藤英司君） 以上で自己紹介を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○臨時議長（佐藤英司君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

◎開会の宣告

○臨時議長（佐藤英司君） ただいまの出席議員9名全員であります。定足数に達しております。

ただいまから令和5年度由仁町議会第3回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（佐藤英司君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤英司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席とは、ただいまの着席の議席と指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（佐藤英司君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、臨時議長において、浮田君、

後藤君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（佐藤英司君） 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条及び会議規則等運用例第35条の規定によって、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（佐藤英司君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に大島君、早坂君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（佐藤英司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（佐藤英司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（佐藤英司君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。他事を記載しますと投票無効となります。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼びますので、順次に記載台で記載し、投票を願います。点呼を命じます。

（投票）

○臨時議長（佐藤英司君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 臨時議長（佐藤英司君） 投票漏れはなしと認めます。
投票を終わります。
これから開票を行います。
大島君、早坂君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

- 臨時議長（佐藤英司君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数9票です。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち、有効投票9票。
有効投票のうち、後藤篤人君6票、早坂寿博君3票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票です。
したがって、後藤篤人君が議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

- 臨時議長（佐藤英司君） ただいま議長に当選されました後藤篤人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。
議長に当選されました後藤君から発言を求められましたので、これを許します。
○議長（後藤篤人君） ただいま議長に指名をいただきました後藤です。皆様方に多くのご支援をいただき、議長に就任させていただきました。熊林議長の後継ぎということで、とても緊張しております。議会と行政は車の両輪とよく申しますが、皆様と共に両輪の意味を考えながら議会運営に当たりたいと思っております。また、このたびの選挙において新人の方が多く当選されました。今後の議会運営ももとより、一層活性化を図っていかねばならないと考えます。皆様方と共に活力ある議会にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
以上、その意を尽くせませんが、就任の挨拶といたします。

- 臨時議長（佐藤英司君） 以上で臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
後藤議長、議長席にお着きください。

(議長交代)

○議長（後藤篤人君） これより追加議事日程を配付いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時02分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。
追加議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎追加日程第1 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 追加日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 追加日程第2、諸般の報告を行います。
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和4年度2月分、3月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

◎追加日程第3 選挙第2号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙の方法は、地方自治法第118条及び会議規則等運用例第35条の規定によって、投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は9人です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に加藤君、野市君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（後藤篤人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（後藤篤人君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。他事を記載しますと無効投票になります。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で記載し、投票を願います。

点呼を命じます。

(投票)

○議長（後藤篤人君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

加藤君、野市君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（後藤篤人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数9票です。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票。

有効投票のうち、早坂寿博君7票、加藤重夫君2票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は3票です。
したがって、早坂寿博君が副議長に当選いたしました。
議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(後藤篤人君) ただいま副議長に当選されました早坂寿博君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました早坂寿博君から発言を求められましたので、これを許します。

○副議長(早坂寿博君) ただいまの選挙におきまして、副議長に当選しました早坂です。後藤議長のもとで議会の円滑な運営のために一生懸命皆様と共に仕事をしたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎追加日程第4 議席の指定について

○議長(後藤篤人君) 追加日程第4、議席の指定を行います。

現在ご着席の議席は仮議席です。

会議規則第4条第1項の規定によって、議席は議長が定めることとなっております。また、会議規則等運用例第9条の規定によって、議席は初議会で議長が指定することになっておりますので、副議長席を8番、議長席を9番に充て、1番から7番までをくじにより議席を決めることといたします。休憩中に仮議席の順にくじを引いていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議席を会議規則第4条第1項の規定によって指定いたします。

議席番号と議員氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(泉 陵平君) 読み上げます。

1番、浮田孝雄議員、2番、加藤重夫議員、3番、東貴之議員、4番 大畠敏弘議員、5番、野市裕司議員、6番、佐藤英司議員、7番、中村隆浩議員、8番、早坂寿博議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(後藤篤人君) ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、休憩中にそれぞれ指定の議席にご着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時29分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（後藤篤人君） 初議会に当たり町長から挨拶の申出がありますので、会議規則等運用例第22条の規定によって町長の発言を認めます。

○町長（松村 諭君） 町長に就任いたしました松村諭でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

令和最初の統一地方選挙によります改選後の初めての議会であります。ただいま議長からお許しをいただきましたので、私の町政執行方針は第2回定例会に申し上げさせていただきますが、一言ご挨拶を申し上げます。

地方自治体は二元代表制で、議会は町民の皆さんから選ばれました議員によって構成され、町民の皆さんの意見や要望を反映させるために議論をする場であります。かつ予算、決算、契約、条例などを審議し、議会の意思を決定し、その結果に基づきまして執行するのが私の役目であります。議決機関と執行機関、お互いの立場は対等で相互の連携、均衡が大切であるとともに、それぞれが町民に対する説明責任を有しております。アフターコロナ、新しい風も吹き始めましたが、過去に財政破綻の一步手前、早期健全化団体に転落した当町にとりましては、いまだにこの大きなツケが足を引っ張っているところであります。二度と同じ轍を踏むことは許されるものではありません。町民のために過去に学び、未来を目指し、今を生きる。失われた15年、いや、25年をご理解いただき、これからの4年間皆様のご協力をお願いいたしまして、初議会に当たる私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（後藤篤人君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、常任委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することになって

おりますので、議長、副議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会の委員の選任については、総務産業常任委員会といたしまして浮田君、加藤君、東君、大島君、野市君、佐藤君、中村君、早坂君、私後藤、以上のとおり指名いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○副議長(早坂寿博君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○副議長(早坂寿博君) ただいま議長から、総務産業常任委員会委員を辞任したい旨の申出がありました。

お諮りします。議長の総務産業常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第20として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（早坂寿博君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務産業常任委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第20として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第20 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（早坂寿博君） 追加日程第20、議長の総務産業常任委員会委員の辞任の件を議題といたします。

総務産業常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員会を辞任したい旨の申出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権利を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、委員会の委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務産業常任委員会委員を辞任したいとするものです。辞任について許可をすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員会の委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

これから休憩いたしますので、休憩中に総務産業常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に総務産業常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に佐藤君、副委員長に加藤君、以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

◎追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤篤人君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、議会運営委員会の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することになっておりますので、議長、副議長において委員会構成について一任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員の選任については、加藤君、東君、大島君、佐藤君、早坂君をお願いいたします。以上5名を指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に加藤君、副委員長に大島君、以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時19分

再開 午後 1時15分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程第7 選挙第3号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第7、選挙第3号 南空知消防組合議会議員の選挙を行います。

南空知消防組規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は12名で、関係町の議会において議員のうちから選挙した者3人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

南空知消防組合議会議員に浮田君、大島君、早坂君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時20分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、再度南空知消防組合議会議員に浮田君、野市君、早坂君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知消防組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第8 選挙第4号

○議長(後藤篤人君) 追加日程第8、選挙第4号 南空知公衆衛生組合議会議員の互選を行います。

南空知公衆衛生組規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は9人で、関係町の議会において議員のうちから互選した者3人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。互選の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、互選の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

南空知公衆衛生組合議会議員に野市君、佐藤君、中村君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知公衆衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知公衆衛生組合議会議員の当選人と

すること……

(「議長、ちょっと修正があります」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

失礼いたしました。南空知公衆衛生組合議会議員に大島君、佐藤君、中村君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知公衆衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知公衆衛生組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第9 選挙第5号

○議長(後藤篤人君) 追加日程第9、選挙第5号 南空知葬斎組合議会議員の選挙を行います。

南空知葬斎組規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は12人で、関係町の議会において議員のうちから選挙した者3人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

南空知葬斎組合議会議員に浮田君、加藤君、東君の3人を指名いたします。

お諮りいたします。以上3人を南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3人を南空知葬斎組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第10 選挙第6号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第10、選挙第6号 南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

南空知ふるさと市町村圏組合同規約第5条第2項の規定によって、組合議員定数は9人で、関係団体の議会において議員のうちから選挙した者1人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ただいま上程しております南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の指名推選に当たりましては、当町から1名でございます。先例により、議会を代表する議長にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長を南空知ふるさと市町村圏組合議会議員の当選人とする

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長、後藤を南空知ふるさと市町村圏組合議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第11 選挙第7号

○議長(後藤篤人君) 追加日程第11、選挙第7号 空知教育センター組合議会議員の選挙を行います。

空知教育センター組規約第6条第1項の規定によって、組合議員定数は24人で、組合市町村の長または議会議員のうちから選出された者1名を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に佐藤君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐藤君を空知教育センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました佐藤君を空知教育センター組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第12 選挙第8号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第12、選挙第8号 石狩東部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

石狩東部広域水道企業団規約第6条第2項の規定によって、企業団議員定数は13人で、構成団体の議会において議員のうちから選挙した者1人を企業団議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 異議なしと認めます。

ただいま上程しております指名推選に当たりましては、当町から1名でございます。先例により、議会を代表する議長にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長、後藤を石狩東部広域水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長、後藤を石狩東部広域水道企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第13 選挙第9号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第13、選挙第9号 道央廃棄物処理組合議会議員の選挙を行います。

道央廃棄物処理組規約第5条及び第6条第1項の規定によって、組合議会議員定数は

13人で、関係町の議会において議員のうちから選挙した者2人を組合議員とすることになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、会議規則等運用例第36条の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

道央廃棄物処理組合議会議員に加藤君、後藤の2人を指名いたします。

お諮りいたします。以上2人を道央廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました2人を道央廃棄物処理組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

◎追加日程第14 会議案第1号

○議長(後藤篤人君) 追加日程第14、会議案第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長(泉 陵平君) 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を設置する。

令和5年5月2日提出。提出者、由仁町議会議員、早坂寿博、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本会議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり設置されました。

ただいまの議会広報特別委員会の設置議決によって、これから引き続き議会広報特別委員会委員の指名を行います。

委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第66条第1項の規定によって、会議に諮って議長が指名することになっておりますので、議長、副議長において委員会構成について一任をさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長、副議長において委員会構成をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時36分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、東君、大畠君、野市君、佐藤君、中村君、以上の5名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしましたとおり議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時47分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に佐藤君、副委員長に大島君です。以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時53分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程第15 承認第1号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第15、承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 承認第1号 専決処分した由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行ったものであり、令和5年4月1日の施行日に間に合わせるため、令和5年3月31日に専決処分し、同日公布したものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第1号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、承認第1号資料2の新旧対照表を御覧願います。右側が改正前、左側が改正後になります。第46条は給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等、第48条は法人の町民税の申告納付の規定。

2ページをお開き願います。第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、第98条はたばこ税の申告納付の手続の規定。

3ページをお開き願います。第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続の規定であります。今まで申し上げました1ページの第46条から第101条の規定まで地方税法施行規則において、それぞれの手続に係る様式が新設されたことに伴う改正であります。

4ページをお開き願います。附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、令和6年度までとされていた適用期限が令和9年度まで延長されたことに伴う改正であります。附則第10条は読替え規定、第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、令和3年度の地方税法の改正により法附則第64条の規定が削られており、その施行日が令和5年4月1日とされたことから、当該条項に係る規定を整備するものであります。

5ページをお開き願います。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、第10項は地方税法施行規則の改正に伴う項ずれを整備しようとするものであります。

改正前の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定。

6ページをお開き願います。第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、ともに地方税法改正により環境性能割に係る臨時的軽減措置が終了することに伴う改正であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、第1項は項ずれの整理、改正前の第2項から8ページの第6項までは、電気自動車やハイブリッド車などに対するグリーン化特例の適用期限が3年延長されたことに伴う改正であります。

8ページをお開き願います。改正前の第7項及び第8項は営業用乗用車に係るグリーン化特例の規定で、第7項の規定は3年間、第8項の規定は2年間延長されたことに伴う改正であります。

9ページをお開き願います。附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、前条の改正に伴う項ずれを整理しようとするものであります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、令和5年度までとされていた適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴う改正であります。

10ページをお開き願います。附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、文言の整理であります。

附則であります。第1条は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2条は固定資産税に関する経過措置で、第1項は第2項に規定するものを除き、次ページ、11ページになりますが、改正後の条例の固定資産税に関する部分は令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

第2項は、附則第10条及び第10条の2の改正に係る経過措置で、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した特例対象資産に対する固定資産税については、なお従前の例によるものとするものです。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置で、第1項では令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した改正前の条例の附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する軽自動車に対する環境性能割は、なお従前の例によるものとするものです。

第2項は改正後の条例の附則、第16条の規定は令和5年度以後の年度分の種別割について適用し、令和4年度分までの種別割については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎追加日程第16 承認第2号

○議長（後藤篤人君） 追加日程第16、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、令和4年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及びふるさと寄附金などの歳入の確定に伴うものであります。

歳入が確定したことによりまして、歳出は基金の積立額やふるさと寄附金の返礼品などを増額するものであり、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。
したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎追加日程第17 承認第3号

- 議長(後藤篤人君) 追加日程第17、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和5年度由仁町一般会計補正予算について)を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 承認第3号、令和5年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁小学校電話設備更新費用の追加で、歳入ではこの財源として財政調整基金を繰り入れるものであります。早急に対応する必要がありましたので、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(後藤篤人君) 副町長

- 副町長(田中利行君)

「記載省略」

- 議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和5年度由仁町一般会計補正予算に

ついて)は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎追加日程第18 議案第1号

○議長(後藤篤人君) 追加日程第18、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

大島議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、退席を求めます。

(4番 大島敏弘君 退場)

○議長(後藤篤人君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第1号 監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会議員の中から選任する監査委員として、豊富な経験と人格高潔で行財政運営に関し優れた識見を有しております大島敏弘氏を選任いたしたく、提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

ないようですので、以上で質疑を集結いたします。

会議規則等運用例第48条の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 監査委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤篤人君） 起立多数です。

したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

（４番 大畠敏弘君 入場）

◎追加日程第１９ 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（後藤篤人君） 追加日程第１９、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤篤人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和５年由仁町議会第３回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 ２時２５分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

臨時議長 佐藤英司

議長 後藤篤人

副議長 早坂寿博

1番議員 浮田孝雄

9番議員 後藤篤人